

志布志市ふるさと納税における返礼品の不適正表示について

(お詫び)

平素より格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、志布志市ふるさと納税の返礼品としてお送りしました返礼品の一部において、産地及び品種の不適正な表示があったことが、調査によって分かりました。

弊社がお送りしましたふるさと納税返礼品の一部において、市の基準を満たさない宮崎県の「谷川食品」から調達し、その谷川食品が、産地及び品種を偽って納品していたことが判明しました。

また、弊社は「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（牛トレーサビリティ法）」に基づく、牛の個体識別番号の表示及び帳簿による管理を怠っておりました。

日頃より弊社が運営する「志布志市蓬の郷（ふれあい交流センター）」を利用されるお客様のみならず、志布志市へのふるさと納税寄附者の皆様をはじめとする、志布志市に関係する全ての皆様には、多大なるご迷惑及びご心配をおかけすることとなり、深くお詫びを申し上げます。

本件を真摯に受け止め、再発防止は当然のこととし、この度失った信用回復に努めさせていただきます。

令和6年4月22日

記

1. 不適正表示があった返礼品

(1) 返礼品数 31点

- ① 絶品★極上カットうなぎ×黒豚しゃぶ肉
- ② 鹿児島自慢3点セットうなぎ・黒毛和牛サーロインステーキ・黒豚肩ロース
- ③ 鹿児島自慢3点セットうなぎ・黒毛和牛しゃぶ肉・黒豚しゃぶ肉

他、別添1「不適正表示のあった返礼品一覧表」

(2) 発送した期間 平成29年5月17日 から 令和6年1月27日 まで

(3) 寄附者数 501名

(4) 送付件数 563件

2. 不適正表示の内容

(1) 鹿児島県産黒豚の産地及び品種についての不適正表示

(合計563件、総重量324.14kg)

- ①平成29年5月17日 から 令和元年5月15日 までの発送分
 - ・表示：他県のブランド豚を「鹿児島県産黒豚」として発送。
 - ・数量：209件
 - ・重量：139.84kg
- ②令和元年6月8日 から 令和4年4月11日 までの発送分
 - ・表示：他県産黒豚を「鹿児島県産黒豚」として発送。
 - ・数量：214件
 - ・重量：111.34kg)
- ③令和4年6月3日 から 令和6年1月27日 までの発送分
 - ・表示：他県のブランド豚を「鹿児島県産黒豚」として発送。
 - ・数量：140件
 - ・重量：72.96kg

(2)鹿児島県産黒毛和牛

- ①平成31年4月12日 から 令和6年1月27日 までの発送分
 - ・表示：他県産黒毛和牛を「鹿児島県産黒毛和牛」として発送。
 - ・数量：229件
 - ・重量：114.5kg

(3)牛トレーサビリティ法に基づく牛の個体識別番号の不適正表示

- ①平成30年4月20日 ~ 令和6年1月27日
 - ・表示：牛の個体識別番号を表示せず発送。
 - ・件数：273件 ※ (2) の①の件数も含む
 - ・重量：136.5kg ※ (2) の①の重量も含む

※鹿児島県産黒毛和牛は、全て鹿児島県産黒豚と組み合わせた返礼品となっているため、件数は(1)鹿児島県産黒豚（合計563件）に含まれる。

3. 不適正表示発覚等の経緯

(1)経緯

- ①令和6年3月19日
 - ・志布志市から牛と豚肉の産地及び屠殺場所を報告するよう依頼があった。
 - ・宮崎県の谷川食品から仕入れていることが市の調達基準を満たしていないことが判明。(市の調達基準認識不足)
- ②令和6年3月28日
 - ・仕入先の谷川食品が、産地及び品種を偽って納品した疑いがあり、志布志市へ報告。(株式会社蓬の郷による谷川食品への卸先に対する直接確認及び 谷川食品の供述による。)
- ③令和6年4月19日
 - ・志布志市ふるさと納税における返礼品の不適正表示に関する情報を確定の上、志布志市へ調査報告書を提出。

4. 当該事案に関する産地確認のための調査

(1)調査方法

- ①谷川食品による供述
- ②供述を裏付けるための、谷川食品への立入りによる関係書類の確認及びその仕入れ先への直接聞き取り。
- ③既に谷川食品から弊社に納品された在庫及び抜き打ちによって回収した商品の、専門機関による産地等の分析。

5. 該当する寄付者への対応

不適正表示があった返礼品を送った可能性のある全ての寄付者の皆様に対して送付した返礼品のうち、産地及び品種に不適正表示のあった商品に係る代替品並びにお詫びの品をお届けします。

6. 再発防止及び信頼回復に向けた取り組み

- (1)関係法規（改正食品衛生法「H A C C P」等）を遵守した運用整備、社内教育。
- (2)取引業者の選定について十分な調査を行う。
- (3)取引契約書を基に定期的に産地及び品種を確認する。
- (4)商取引は電話だけでなく、書面にて管理を行う。
- (5)牛トレーサビリティ法の個体識別番号による産地及び帳簿による管理を行う。

7. 本件に関するお問い合わせ窓口

株式会社蓬の郷

- ・受付時間：10：00から21：00 休館日9：00から18：00（当面の間）
- ・休館日：毎月第2と4の水曜日
- ・電話番号：099—475—2626